

形式的修正箇所

実質的な変更をもたらさない形式的な修正等をしたもの

省令及び告示

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）	第 3 条第 7 項の 2、第 4 条第 7 項、第 7 条の 3 第 2 項本文、同項第 1 号、第 8 条第 10 項
	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）	第 6 条の 4 第 12 項、第 8 条、別表第 5 号の 2 題名
	無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）	第 20 条の 9 第 4 項、第 25 条の 8 の 4 本文、同条第 1 項、同条第 2 項、第 25 条の 8 の 5 第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、第 25 条の 8 の 8、別表第 1 号題名、別表第 1 号注 8 (5)イ、別表第 1 号の 2 題名、別表第 1 号の 2 注 8 (4)イ、別表第 2 号第 2 題名、別表第 2 号第 2 注 18(1)、別表第 2 号の 3 第 1 注 23(7)、別表第 2 号の 4 題名、別表第 2 号の 4 注 14、別表第 4 号題名、別表第 5 号の 2 題名、別表第 5 号の 4 題名、別表第 5 号の 4 注 2 (3)、同注 6、別表 8 号の 9 注 1 (4)、別表第 11 号題名
	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）	第 14 条の 2 見出し
	特定無線局の開設の根本的基準（平成 9 年郵政省令第 72 号）	第 2 条第 5 項

コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下及び二、五九五 MHz を超え二、六四五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件の一部を改正する件	二
再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件の一部を改正する件	八
登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	第 1、第 3 の 3 二注 3
登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	3 二 1 カ、3 二注 4

訓令（電波法関係審査基準）

目次	第 5 章の 3 題名	
	第 6 章題名	
第 2 章第 3 条	(3) ア	
	(3) ウ	
第 5 章の 3	第 17 条の 8	

	第 17 条の 9	
	第 17 条の 10	
別紙 1	第 25	3
別紙 2	第 2	1 (16) ク (サ)
		1 (19) イ 本文
		1 (19) セ (ア)
		1 (20) シ 本文
		1 (20) シ (イ)
		4 (16) イ (ア) 本文
		4 (16) イ (サ) A
		4 (16) ウ 本文
		4 (17) イ (ア) 本文
		4 (17) イ (コ) A
		4 (17) ウ 本文
		4 (21) イ (オ) A (D)
		4 (21) イ (キ) G
		4 (21) イ (サ) B
		4 (21) ウ (ア) A
		4 (21) ウ (キ) 本文
		4 (21) ウ (キ) A
		4 (21) ウ (キ) B (B)
		4 (21) ウ (キ) D (B)
		4 (21) ウ (ク) A
		4 (21) ウ (コ) 本文
		4 (21) ウ (サ)
		4 (21) ウ (シ)
		4 (21) ウ (ス) A
		4 (21) エ 本文
		4 (21) エ (ウ) C (B)
	第 4	4 (1) ア (イ) 本文
		4 (1) ア (オ) C
		4 (3) ア (ア) 本文
		4 (3) ア (ア) A
		4 (3) ア (ア) B

別添

		4(3)ア(オ)A
		4(3)ア(オ)B
		4(3)ア(ケ)A
		4(3)イ(ア)本文
		4(3)イ(ア)A
		4(3)イ(ア)B
		4(3)イ(イ)本文
		4(3)イ(オ)A
		4(3)イ(オ)B
		4(3)イ(オ)C
		4(3)イ(キ)A
		4(3)ウ本文
		4(3)ウ(ア)本文
		4(3)ウ(エ)A
		4(3)ウ(エ)B